

○2番（伊藤義男）（登壇） 自参  
改革クラブ、参政党の伊藤義男で  
す。

議員2年目、最後の一般質問になり  
ます。

目の前の景色を変えるような議員  
活動を目指して頑張ってまいります。  
よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問  
させていただきます。

まず初めに、本市保有施設につい  
てお聞きします。

新居浜市公共施設再編計画につい  
てです。

本計画は、本市の公共施設の全体  
像を明らかにし、将来の本市の規模  
に見合った必要な施設を見極め、数  
値目標を設定するとともに、効率的  
な利用ができるように、施設類型  
別、地域別に今後の公共施設の在り  
方をまとめるもので、公共施設の規  
模や配置の再編に関する内容と、利  
用を続ける施設の維持管理・運営に  
関する内容で構成され、本計画で設  
定した数値目標は、計画の進捗管理  
の物差しとして位置づけ、現実が計  
画から乖離した場合には、迅速かつ  
柔軟に対応できるように進捗管理す  
るとともに、必要に応じて計画を見  
直すことも検討、また、本計画は、  
今後策定が求められる個別計画の取  
組内容の方向性を示すための計画で  
あり、個々の施設の再編・再配置の  
計画は、市民の合意形成を図りなが  
ら策定していくとあります。

そこでお聞きします。計画策定か  
ら7年目となる現在の進捗状況をお  
伺いします。

また、社会状況や総合的なコスト  
の変化を踏まえた本計画の見直しの  
検討状況についてもお聞かせくださ  
い。

あわせて、今後の計画推進の見直  
しについてもお答えください。

次に、遊休施設、遊休地について  
です。

おとしになりますますが、旧衛生セ  
ンターへ、施設再利用に関して市内  
企業からの相談を受けて視察を行  
いました。当施設は、現在、遊休施設  
となっており、中には運営当時の機  
材などが置かれている状態です。再  
利用に関してなかなか難しい物件で  
あることが見ただけで分かる施設で  
すが、解体するには約10億円の費用  
が必要だとのこと。

そこで、公共施設再編計画に基づ  
き、統廃合した施設や土地活用につ  
いて、4点お聞きいたします。

1点目、現在、市が管理、所有す  
る遊休施設、遊休地は市内に何か所  
あるのか。

2点目、遊休施設、遊休地の管理  
で年間どれくらいの費用がかかって  
いるのか。

3点目、市内全域の遊休施設を解  
体して更地にするための費用をどれ  
ぐらいと見積りされているのか。現  
在、見積りを取っている施設だけで  
いいので教えてください。

4点目、統廃合を実施した施設の  
うち、解体や売却を行わず、遊休施  
設、遊休地となっているものにつ  
いては、積極的に民間企業に売却、賃  
貸することや、有効活用の方策を検  
討すべきと考えますが、市としてど

う考えられるか。

以上、4点についてお答えください。

次に、コロナ禍の検証と新たな感染症に向けた取組についてお聞きいたします。

昨年末ですが、私のユーチューブチャンネルに、私の一般質問の動画をアップしました。しかし、すぐに動画は削除され、グーグルから、誤った医療情報として警告が来ました。3か月の動画更新の禁止も追加され、私の政治家としての言論は封殺されてしまいました。

今、ユーチューブでは、新型コロナワクチンのことを、例のアレや例のお注射と表現したり、副作用をナニと言ったり、その部分の音を消したりしています。

例えば、新型コロナワクチンの副作用によって多くの健康被害が出たという発言の動画をアップすると、消される可能性があります。だから、例のアレのアレによって多くのナニが出たといった表現をしています。

初めて聞く人は、何を言っているか分からないし、おかしいことを言っていると思われるので、ワクチンに対して懐疑的な発言をする人に偏見を持ち、一方の意見をうのみにしてしまうきっかけにもなっています。

言論というのは、賛成もあれば反対もあるのが言論ですが、コロナ禍のユーチューブの対応は、言論統制そのものです。

コロナだけではなく、地球温暖化なども言論統制されています。

事実、フェイスブックの創業者であるマーク・ザッカーバーグ氏は、新型コロナウイルスに係る情報について、バイデン政権の高官からメタ側で情報を検閲するように繰り返し圧力をかけられたと、議会下院の司法委員会に宛てた書簡の中で明らかにしています。

また、昨年末に、アメリカ連邦議会下院が、コロナウイルスパンデミック最終報告書を上げています。その中には、ソーシャルディスタンスに科学的根拠がなかったことや、新型コロナウイルスは、武漢の実験室または研究に関連した事故により流出した可能性が高いと書かれています。

以上のことを踏まえると、コロナ禍での情報を検証する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、3点お聞きします。

1点目、コロナ禍における新居浜市の対応で、市独自の判断を加えた事例はあったのか。そして、どのようなことを市独自の判断で行うことができたのか。また、市独自で検証できることはあったのか、あわせて教えてください。

2点目、コロナ禍においてソーシャルディスタンスの科学的根拠が薄かったことや、SNS、プラットフォームの検閲など、後に問題点が指摘された施策が多くありました。

今後、新たな感染症が発生した場合、新居浜市として、国の情報をそのまま受け入れるのではなく、市独自の専門家や医療機関と連携し、検

証した上で施策を判断する考えはあるのでしょうか。

3点目、地方自治法第1条の2には、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。しかし、コロナ禍では、国の指示をそのまま受け入れ、市独自の検証や判断を行わなかったように見受けられます。

今後の感染症対策で、地方自治体としての独自判断の余地をどう考えているのか教えてください。

以上3点、お願いいたします。

次に、ごみ焼却灰のP F A Sについてです。

先日、トランプ大統領が紙ストローの使用を取りやめることがニュースになりました。紙ストローの一部にはP F A Sが使用されている製品が存在することを御存じでしょうか。

このP F A Sですが、過去にも様々な製品に使用されてきました。特に、耐水、耐油、はっ水、防汚の機能を持つ製品にはP F A Sが使用される可能性が高く、それが焼却ごみとなると、焼却灰にP F A Sが残留し、環境中へ流出する可能性が懸念されます。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1点目、新居浜市清掃センターにおいて焼却灰の検査が行われていると思いますが、その中にP F A Sの検査は含まれているのでしょうか。含まれている場合、これまでの検査結果の数値について教えてください。

2点目、焼却灰は、最終処分場に搬入されるか、または委託業者に処分を依頼しているとのことですが、その過程においてP F A Sが流出する可能性はないでしょうか。流出を防ぐためにどのような管理が行われているのか、具体的に教えてください。

3点目、最終処分場における浸出水の管理についてお伺いします。P F A Sの残留についてのモニタリングは実施されているでしょうか。

また、定期的な周辺水域の水質モニタリングを行っているかについても教えてください。

さらに、モニタリングの項目にP F A Sが含まれているのか、含まれていない場合は、今後、定期的にP F A Sのモニタリングを行う予定があるのか、お考えをお聞かせください。

以上、3点について御回答をお願いいたします。

**○議長（小野辰夫）** 答弁を求めます。古川市長。

**○市長（古川拓哉）**（登壇） 伊藤義男議員さんの御質問にお答えいたします。

本市保有施設についてのうち、公共施設再編計画についてでございます。

本市の公共施設再編計画は、将来の町の規模や財政状況を踏まえ、適正な施設配置と効率的な運営を目指すものであり、計画期間の40年間で段階的に施設総量の減少を目指すものであります。

計画策定から7年目となる現在の進捗状況につきましては、床面積の削減において約1万2,100平方メートルで、床面積削減目標に対する進捗率は約11.8%、将来費用の削減においては約28億1,000万円で、将来費用の削減目標に対する進捗率は約4.9%となっております。

次に、今後の計画推進の見通しについてでございます。

計画目標達成のためには、本市が保有する施設の約3分の1を占める学校教育施設の再編を進める必要があります、そのために、令和5年に策定した新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画及び新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画に基づき、現在、再編に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、社会状況や総合的なコストの変化を踏まえた本計画の見直しの検討状況についてでございます。

計画につきましては、PDCAサイクルにより、実施内容の評価、検証及び進捗管理を行いながら、10年ごとに見直しを行うこととしております。今後の見通しにつきましては、地域の実情や市民の意見を踏まえながら、学校施設の統廃合を含めた具体的な取組をさらに推進し、目標達成に向け施設再編を加速していきたいと考えております。

以上、申し上げましたが、他の点につきましては関係理事者からお答えさせていただきます。

**○議長（小野辰夫）** 加地企画部長。

**○企画部長（加地和弘）**（登壇）本市保有施設についてのうち、遊休施設、遊休地についてお答えいたします。

公共施設再編計画に基づき統廃合した遊休施設、遊休地についてでございます。

まず、現在、市が管理、所有する箇所数についてでございます。計画に基づき統廃合した施設等は、これまで13施設あり、解体等を行わず現在も市が管理しているものは、旧衛生センターの1施設となっております。

次に、年間の維持管理費につきましては、旧衛生センター跡地にかかる除草・剪定費用等として、令和6年度予算ベースで約34万円となっております。

次に、遊休施設の解体費用につきましては、旧衛生センターの解体費用として、建築物の撤去費用以外に、設備類の撤去費やダイオキシン処理が必要であるため、令和3年度時点で約10億円を見込んでおります。

次に、遊休施設、遊休地の有効活用につきましては、公共施設再編計画の目的は施設総量の縮減であり、サービスを廃止するものについては、廃止、転用、民間譲渡または地域移譲を基本方針としております。

一方、土地の形状や立地条件、解体費用の負担の問題から施設を廃止したものの、転用や民間譲渡が進まず、遊休施設、遊休地となるケースもございます。現在、遊休施設となっております旧衛生センターにつき

ましては、土砂災害警戒区域に指定されているほか、施設の特殊性等の要因もあり、現時点において転用や売却のめどは立っておりませんが、今後、売却や有効活用について問合せがある場合には、適宜、対応してまいりたいと考えております。

**○議長（小野辰夫）** 久枝福祉部長。

**○福祉部長（久枝庄三）（登壇）**  
コロナ禍の検証と新たな感染症に向けた取組についてお答えいたします。

まず、コロナ禍における本市の対応についてですが、市独自の対応としては、国、県の方針に基づきながらも、市民に対し、本市の現状を踏まえた感染予防に関する周知啓発と、予防接種に関する効果や副反応についての周知等を行うことで、ワクチンについて十分御理解いただいた上で接種を受けることができるよう努めてまいりました。

市独自で検証できることといたしましては、予防接種の実施状況等でございますが、安心して接種を受けることができるよう、集団接種では救急体制も整備し、個別接種と併せて十分に接種予約ができるよう態勢を整えたことで、接種を希望する人については、おおむね適切に対応できたものと評価しております。

今後、新たな感染症が発生した場合についてですが、感染症法等における各種権限は県にあることから、市は県の方針に沿った対応を検討する中で、市内関係医療機関とも連携し、市に必要な施策について判断していくものと考えております。

今後の感染症対策での独自判断の余地ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に国が定める政府行動計画に基づき、都道府県が都道府県行動計画を定め、これに基づき、市町村は市町村行動計画を定めることとなっておりますことから、今後においても、国、県と連携、協力する形で、市町村が実施すべき市民への情報提供や予防接種の実施等について、本市の実情に合わせて判断し、実施するものと考えております。

**○議長（小野辰夫）** 近藤市民環境部環境エネルギー局長。

**○市民環境部環境エネルギー局長（近藤淳司）（登壇）** ごみ焼却灰のP F A Sについてお答えいたします。

まず、焼却灰のP F A Sの検査についてでございます。現在、清掃センターでは、焼却施設から排出される焼却灰に関し、法令等の義務づけなどにより、有害物質の測定、分析を実施しておりますが、P F A Sはこれらの測定対象に該当しておりませんので、焼却灰のP F A Sに関する検査は実施しておりません。

次に、焼却灰の最終処分場への搬入過程でのP F A Sの流出を防ぐための管理についてでございます。清掃センターから排出される焼却灰は、市の最終処分場での処分を基本とし、一部は、民間の最終処分場に処分を委託しておりますが、いずれも、焼却灰のうち、燃え殻については、加湿処理、ばいじんについて

は、加湿・薬剤処理の上、深型ダンプトラックを使用し、上部を蓋で覆った状態で運搬しており、運搬中の焼却灰の飛散、流出を防止しております。

次に、最終処分場の浸出水の管理についてでございます。

最終処分場につきましては、国の省令で定められている、最終処分場の技術上の基準により、浸出水及び、周辺地下水、周辺水域の水質検査を定期的に実施しておりますが、P F A Sは、これらの検査項目に含まれておりませんので、P F A Sの検査は実施しておりません。現時点では、検査する根拠規定がないため、定期的なP F A Sのモニタリングは考えておりませんが、引き続き、法令等の基準や国、県の指導に従い、必要な水質検査を確実に実施するなど、適正な管理を行ってまいります。以上で答弁を終わります。

**○議長（小野辰夫）** 再質問はありませんか。伊藤義男議員。

**○2番（伊藤義男）（登壇）** 新居浜市の遊休施設、遊休地の中で、管理維持費や解体費が多額にかかるものに関して、次世代にツケを残すことがないように、再利用や賃貸、売買といったことを早急に考えていただくことや、発想の転換で、施設を見ていただき、例えば、旧衛生センターをサバイバルゲーム場として、サバゲー運営の企業へ賃貸するなど、いろいろな活用方法を考えていただくことを要望いたします。

コロナ禍の検証としては、市はテレビや国の情報だけでなく、広く情報収集をして、市独自の検証を行った上で、市民へ情報を伝えることを要望いたします。

ごみ焼却灰のP F A Sについては、絶対に大丈夫ということはないので、最終処分場周辺の環境モニタリングなど、定期的な調査をしていただくことを要望しまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。